

巻頭言

## 伝統技術継承への期待

京都女子大学教授 鶴岡 典慶

今年の7月23日から26日は、国民の祝日を含めた特別な4連休でした。これは「平成三十二年東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成二十七年法律第三十三号）によって施行されたもので、本来であれば7月24日（スポーツの日）の開会式を中心とし、日本国中がオリンピック・パラリンピックで盛り上がる連休となるはずでした。しかし、その目的や期待とは全く異なり、政府から外出を控える要請がなされるという思いもよらない事態となってしまいました。

2020年も晩秋を迎えようとする現在、昨年末に中国の武漢で発生したと考えられている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、未だに世界中で猛威を振るっています。日本においても外出自粛やすべての学校の一斉休校など、近年例を見ない全国規模での行政主導の対策が実施され、「三密回避」や「リモート」のような人との接触を避ける言葉が連日全国中で飛び交うようになりました。

これに伴い、ここ数年飛躍的に伸びてきたインバウンド観光も一変し、外国人観光客で溢れていた京都の市中から人がいなくなりました。「観光公害」とまで言われた都市が一瞬にして静まり返ったこの数か月間の姿は、落ち着きを取り戻したどころでなく今後の存続に不安を覚えるほど衝撃的で異様な光景に変貌しました。

文化財の保存という立場に立って現状を見てみれば、活用という大義名分のもとで文化財がインバウンド観光の商品的な扱いに晒され、「美しくして観光に貢献するなら補助をする」といった予算で修理が行われることに些か不安を感じていた想いから解放され安堵する面もありますが、一方で今後は、生活基盤に関わる政策が最重要課題となっていくため、文化・文化財面への支援が後回しになる懸念も抱くところです。

このように表現すると、文化財を観光や公開に資することに反対していると捉えられそうですが、決してそうではありません。文化財を健全な状態に維持した上で、多くの人々に鑑賞してもらったり実際に使用されていくことが、本来の文化財保護の目的のひとつでもあります。

さて、文化財を維持するためには様々な伝統技術が必要で、技術を維持していくためには技能者を育成する環境が不可欠です。その環境とは端的に言えば仕事です。文化財修理は特殊な仕事と位置付けられ一般の工事とは別の扱いになりがちですが、本来は一般木造

建築工事の延長線上にあるべきものです。技能者は、まず一般建築で技術を習得して練磨し、高度な技能を体得した技能者が文化財の修理に携わるという構図が理想的です。しかし一般社会の中で伝統技術を用いた建築工事は減少の一途を辿り続け、文化財修理に限ってしか用いられないという状況になりつつあり、結果として技能者人口の減少が技術の質の低下を招いていく傾向は否めません。

そのような懸念の中で、2008年(平成20年)に国土交通省が中心となって、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定され、これまで指定等文化財(国や地方公共団体によって指定等された文化財)以外の歴史的建造物では、修理等に対する公的助成がほとんどありませんでしたが、この法律によって一定の条件を満たす歴史的建造物の修理にも補助が出るようになり、伝統技術の需要が大いに高まることが期待されることとなりました。さらに2019年(平成31年)に文化財保護法が改正され、未指定文化財など地域の文化遺産を活かした取り組みに対する助成や支援の制度も設けられました。

では、制度が整えられて、その運用がスムーズに進むかということ、そこには大きな問題が残されています。それは歴史的建造物を維持していくための技術者や技能者に対する育成システムがないことと、実施主体である地方公共団体に専門技師が関わっていないと思われることです。現実の歴史的風致形成建造物の修理を見ると、形式は同じでも木柄(部材寸法)が変更され瀟洒な造りが失われたり、漆喰壁がプラスターになったり、棧瓦葺の瓦が小瓦から大判瓦に変わったりしても、一般建築行政担当者には問題視されることなく、補助事業として実施される事例を数多く見かけます。

国土交通省の施策は、基本的に景観保存ですから詳細な施工技法にまで言及することがないのかもしれませんが<sup>(\*)</sup>。しかし、折角の歴史的建造物の保存を目的にしているのですから、あと一步踏み込んで在来工法や伝統技法を用いた施工にこだわり、技能者の育成にも有益な事業になることを期待します。そして、それを実現するためには、伝統技法に精通した行政担当者や設計監理技術者の存在が重要であることは言うまでもありません。

\*参考として京都市の事例を掲載。

京都市歴史的風致維持向上計画

#### 第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

##### 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本方針

歴史的風致形成建造物の修理については、外観の維持・保存を基本とする。建造物を維持・保存するための修理等については、外観の変更を伴わない部分的改修や、建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観に影響を及ぼさない範囲で活用のために必要な改造を認めるものとする。なお、道路から通常望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については歴史性や地域の伝統的な様式を充分検討する必要がある。